

## 令和2年度 中央区一般会計6月追加補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特別区税	32,909,495		32,909,495
2 地方譲与税	391,000		391,000
3 利子割交付金	74,000		74,000
4 配当割交付金	382,000		382,000
5 株式等譲渡所得割交付金	214,000		214,000
6 地方消費税交付金	10,460,000		10,460,000
7 自動車取得税交付金	1		1
8 環境性能割交付金	101,000		101,000
9 地方特例交付金	117,000		117,000
10 特別区交付金	13,100,000		13,100,000
11 交通安全対策特別交付金	25,000		25,000
12 分担金及び負担金	676,152		676,152
13 使用料及び手数料	8,602,065		8,602,065
14 国庫支出金	35,707,505	124,070	35,831,575
15 都支出金	9,207,962		9,207,962
16 財産収入	1,221,993		1,221,993
17 寄附金	40,535		40,535
18 繰入金	16,008,680		16,008,680
19 繰越金	1,108,274	78,061	1,186,335
20 諸収入	3,376,380		3,376,380
21 特別区債	4,611,000		4,611,000
合 計	138,334,042	202,131	138,536,173

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	641,903		641,903
2 企画費	4,028,696		4,028,696
3 総務費	23,098,746		23,098,746
4 区民費	11,004,597	23,048	11,027,645
5 福祉保健費	37,848,272	169,672	38,017,944
6 環境土木費	10,284,107		10,284,107
7 都市整備費	23,528,428		23,528,428
8 教育費	20,398,262	9,411	20,407,673
9 公債費	856,305		856,305
10 諸支出金	6,394,726		6,394,726
11 予備費	250,000		250,000
合 計	138,334,042	202,131	138,536,173

## 1 商店街等への新型コロナウイルス感染症対策の支援

23,048千円

新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言が解除されたことに伴い、商店街等が感染拡大防止と事業活動の両立を図れるよう、中央区商店街連合会の加盟団体に対して「サーモグラフィー」、「非接触式体温計」を配布する。

\* 対象

中央区商店街連合会に加盟する団体

\* 配布数

- ・サーモグラフィー 加盟団体につき1台まで
- ・非接触式体温計 加盟団体の会員につき1台まで

\* 配布開始予定

令和2年7月下旬

## 2 障害福祉・介護サービス事業所緊急支援給付金

46,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出中においても、事業の継続が求められた障害福祉・介護サービスについて、感染への不安などによる利用者の減少により、減収となった区内事業所に対し、減収相当額の給付金を支給することで、福祉サービス基盤の確保を図る。

\* 対象 区内にある以下のサービス事業所

- ・障害福祉 介護給付（施設入所支援除く）、訓練等給付（共同生活援助除く）、障害児通所支援、移動支援
- ・介護 居宅（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護）、地域密着型（小規模多機能型居宅介護、通所介護）、総合事業（訪問型、通所型）

\* 支給額 区に請求のあった令和2年4月分及び5月分の給付費実績額について、月ごとに前年同月との差額（減収相当額）を支給する。  
（上限月50万円）

\* 支給時期 7月下旬以降順次支給

### 3 ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

96,753千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、臨時特別給付金を支給する。

#### \*支給対象者

##### 1) 児童扶養手当受給世帯等

ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者

イ 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

##### 2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等

1)のア、イのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった者

#### \*支給額

##### 1) 児童扶養手当受給世帯等

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

##### 2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等

1世帯5万円

#### \*支給時期

8月中旬以降順次支給

### 4 保育所等への新型コロナウイルス感染症対策の強化

26,919千円

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液など感染拡大防止を目的とした物品等を整備することにより、子どもを安心して育てることができる保育環境の強化を図る。

#### \*対象事業者

私立認可保育所、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、  
区立認可保育所、区立認定こども園

#### \*上限額

1園50万円

### 5 小・中学校における給食費補助

9,411千円

緊急事態宣言の解除を受けて、本年6月1日から小・中学校における教育活動を再開しているが、授業時数確保に伴う対応により、給食提供日数が増加し、保護者から徴収している給食費が不足するため、不足分を補助する。

歳 出 (計)

202,131千円